



# LIFRE

**Legal Information Flash Report  
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:<https://www.mclaw.jp>  
email: tsutsumi@mclaw.jp

消防官の部下に対するパワーハラスメントを理由とする懲戒処分の是非を争った最高裁判例（令和7年9月2日）および建設業法の改正について紹介致します。

## ◆消防官に対する懲戒処分を是認した最高裁判例（最三小判令和7年9月2日）

### 1. 事案の概要

Xは、平成29年3月当時、消防官として消防隊の小隊長を務めていたところ、いずれも採用後1年に満たない部下に対し、訓練等に関する指導と称して苛烈な言動に及んだ。その行為は多岐に亘るが、例えば、部下に対し、身体を鉄棒にかけたロープで縛った状態での懸垂を命じ、鉄棒を手放すと同人を宙づりにした上で更に懸垂を指示する等である。

Xの「指導」を受けた部下は少なくとも10名に上るほか、直近数年間で6名の職員が上述のしごきやいじめを原因として退職し、3名の職員がうつ病等のため休職していた。こうした事態を受け、消防長は、調査委員会による調査を経て、Xに懲戒免職処分を下した（以下「本件処分」という。）。

Xがこれを不服として、処分の取消等を求めて訴訟したところ、第1審及び原審は、本件処分が違法であるとして取り消したため、市側がこれを不服として上告した。

### 2. 判決要旨

裁判所は、概要次の通り述べて、第1審及び原審判決を取り消し、本件処分が適法であるとした。

「本件各行為のうち各指導は、（中略）**部下に傷害を負わせるものであるか否かにかかわりなく、訓練やトレーニングに係る指示や指導としての範ちゅうを大きく逸脱するものというほかない。**（中略） 消防職員については、火災等の現場において住民の生命や身体の安全確保のための活動等を行うという職務の性質上、厳しい訓練が必要となる場合があるとしても、**指示や指導としての範ちゅうを大きく逸脱する各指導が許容される余地はない**（中略）。

以上説示したところに照らせば、Xには本件処分以外に懲戒処分歴がないこと等の事情があり、免職処分が公務員の地位の喪失という重大な結果を生じさせるものであることを踏まえても、Xに対する処分として免職を選択した消防長の判断が、**社会観念上著しく妥当を欠くものであるとはいはず、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできない。**

### 3. コメント

過酷な火災現場に出動することを職務とする消防官に対しては、厳しい訓練が必要であることは確かですが、最高裁は、それを踏まえてもXの行為は指導の範疇を超えていると判断しました。Xの各行為を単体として見るのでなく、全体としてどのような悪影響を及ぼすかという最高裁の視

点は、同種の事例を検討する上で参考になると思われます。

なお、本判決には補足意見も付されているため、一度判決文を参照することをお勧めします。

## ◆改正建設業法の改正（令和7年12月施行分）

令和6年6月に成立した改正建設業法は、建設業界における就業環境の改善を目的として制定され、改正内容ごとに順次施行されてきました。今般、令和7年12月に施行される内容について、紹介します。

### 1. 著しく低い材料費等の見積等の禁止

中央建設業審議会が改正建設業法により「労務費の基準」を作成して勧告することになっており、受注者は著しく低い労務費等（施行に通常必要な労務費等を著しく下回るもの）による見積提出が禁止され、注文者は著しく低い労務費等による見積依頼を禁止されることになります。

この規制に違反して契約した発注者は、監督官庁により勧告・公表がされ、発注者及び受注者ともに指導や監督もなされます。

### 2. 原価割れ契約の禁止（受注者）

既に注文者が原価割れ契約（建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約）を締結することは禁止されていますが、受注者側も原価割れ契約を締結することが禁止されます。

### 3. 工期ダンピング対策の強化

既に注文者が工期ダンピング（建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約）を行なうことは禁止されていますが、受注者側も工期ダンピングを行うことが禁止されます。

### 4. コメント

現在、建設業に限らず人手不足が恒常化し、原材料も高騰している中で、工事を受注するために受注金額を下げたり工期を短くすることは長期的には建設業界の人手不足が加速することになることから、持続可能な業界とするために規制がなされているものと考えます。仮に罰則がなくとも時流に応じた経営が求められるといえそうです。

（弁護士友成亮太、弁護士門屋徹）

\* \* \* 法務トピックス \* \* \*

## ◆令和7年度の年末調整の変更点

令和7年の年末調整は、令和7年度税制改正の影響を受け、各種控除の内容や申告書に下記の大きな変更が加えられます。

- ①基礎控除・給与所得控除の引き上げ
- ②扶養控除・配偶者控除などの所得要件の緩和
- ③特定親族特別控除の創設

事前の準備と従業員に対する周知は重要となってきますので、早めの対応を心がけて下さい。